

注 平成21年12月の改正から改正経緯を付した。

改正	平成21年12月28日21世障施第1580号	平成22年3月31日21世障施第2254号
	平成23年3月31日22世障施第2282号	平成23年9月30日23世障施第1086号
	平成24年2月29日23世障施第2013号	平成24年3月30日23世障施第2319号
	平成25年3月13日24世障施第2309号	平成25年7月30日25世障施第704号
	平成26年3月24日25世障施第2273号	平成26年6月23日26世障施第601号
	平成28年3月31日27世障施第2206号	平成28年4月21日28世障施第135号

目次

- 第1章 総則（第1条 第4条）
- 第2章 支給の決定等（第5条 第16条）
- 第3章 移動支援事業者の決定等（第17条 第26条）
- 第4章 費用（第27条 第30条）
- 第5章 サービスの利用（第31条 第36条の2）
- 第6章 情報提供、利用調整等（第37条・第38条）
- 第7章 雑則（第39条 第42条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項第8号の規定に基づき、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）が充実した日常生活を営むことができるよう、移動困難な障害者等に移動支援従事者を派遣し、社会参加に必要な外出時の支援を行うことにより、障害者等の社会参加と余暇活動の充実を促進し、もって障害者福祉の増進を図ることを目的として実施する世田谷区移動支援事業（以下「事業」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

（移動支援事業者）

第2条 この要綱において「移動支援事業者」とは、第4条第1項に規定する移動支援のサービスの提供を行う事業者（社会福祉法人等の公益法人及び区市町村を含む。以下同じ。）で、適切な事業が実施できるものとして、あらかじめ世田谷区長（以下「区長」という。）から第19条の規定による決定を受け、第21条の規定により、協定を締結したものをいう。

（対象者）

第3条 事業の対象者（以下「対象者」という。）は、次のとおりとする。

（1）世田谷区内に住所を有する次に掲げる障害者等

ア 法第5条第3項の重度訪問介護の対象となる者のうち重度の肢体不自由者又は重度の肢体不自由児（以下「全身性障害者等」という。）

イ 視覚障害者又は視覚障害児（ただし、法第5条第4項の同行援護の対象となる場合を除く。以下「視覚障害者等」という。）

ウ 知的障害者又は知的障害児（以下「知的障害者等」という。）

エ 精神障害者又は精神障害児（発達障害者又は発達障害児を含み、知的障害者等及び介護保険の対象となる認知症患者を除く。以下「精神障害者等」という。）

オ 高次脳機能障害者又は高次脳機能障害児（世田谷区高次脳機能障害者に対する移動支援事業実施要領（平成20年4月1日19世障施第1542号）第2条に規定する要件を全て満たす者に限る。以下「高次脳機能障害者等」という。）

- (2) 前号に掲げる者のほか、同号に掲げる者に準ずると区長が認めた障害者等
- 2 前項の規定にかかわらず、事業と同等の障害福祉サービスに係る介護給付費及び特例介護給付費の支給決定を受け、その障害福祉サービスにより必要とする支援を受けるときは、対象者としな

(事業の対象となる外出)

第3条の2 対象者の外出のうち事業の対象となるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 社会生活又は余暇活動を充実させるための外出(外出した日のうちに所用が終了するものに限る。以下この項、次項、第4項及び第5項において同じ。)
- (2) 日常生活上必要不可欠な外出
- 2 対象者が小学生以下である場合の前項各号に掲げる外出は、対象者がその障害により自宅で過ごすことが困難であるためやむを得ず外出する場合であって、次のいずれかに該当することにより、対象者と生計を一にする父母(以下「父母」という。)がその外出に付き添うことができないときに限り、事業の対象とすることができるものとする。
- (1) 父母の一方又は双方がいないとき。
- (2) 父母の一方又は双方が対象者を遺棄しているとき。
- (3) 父母の一方又は双方が高齢であり、疾病若しくは障害があり、又は対象者以外の者の介護をしているとき。
- (4) 母が妊娠中又は出産直後であるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めるとき。
- 3 対象者の外出のうち事業の対象とならないものは、次に掲げるものとする。
- (1) 通勤、営業活動等の経済活動に係る外出
- (2) 社会通念上適切でない認められる目的の外出
- (3) 通年かつ長期にわたる外出
- 4 前項第3号の規定にかかわらず、法第5条第7項の生活介護を行う事業所へ通所する場合又は児童福祉法第6条の2第1項の児童発達支援、同条第3項の医療型児童発達支援、同条第4項の放課後等デイサービス若しくはこれに準ずるサービスを提供する事業所若しくは施設(以下これらを「療育の場」という。)へ通所する場合又は小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。以下これらを「学校」という。)へ通学する場合にあっては、第2項第1号から第4号までのいずれかに該当することにより、父母が長期にわたり対象者を送迎することができないとき(療育の場へ通所する場合及び学校へ通学する場合にあっては、父母の一方又は双方が就労していることにより、父母が長期にわたり対象者を送迎することができないときを含む。)に限り、当該通所又は通学のための外出を事業の対象とすることができるものとする。
- 5 第3項第3号及び前項の規定にかかわらず、区長が特に必要と認めるときは、通年かつ長期にわたる外出を事業の対象とすることができるものとする。

(サービスの内容)

第4条 移動支援事業者は、次に掲げるサービスを提供する。

- (1) 移動支援(身体介護なし)に関すること。
- ア 外出先での読み書き
- イ 歩行及び運動の支援
- ウ 目的地までの誘導
- エ 移動中の見守り及び促し
- オ その他の移動支援
- (2) 移動支援(身体介護あり)に関すること。
- 前号に規定する移動支援に付随して生じる排泄、食事及び車椅子の介助、安全確保のための常時手を引く等の介助
- 2 移動支援事業者は、看護等の専門的知識又は技術が必要となるサービスは提供しないものとする。

第2章 支給の決定等

(支給の申請)

第5条 区長は、事業の支給を希望する対象者(障害児の場合は、保護者。以下「支給申請者」という。)に世田谷区移動支援支給申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)を提出させるもの

とする。

- 2 区長は、支給申請者の利便を図るため、移動支援事業者を経由して申請書を受取することができる。

(支給の決定)

第6条 区長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、支給申請者及び世帯の状況について訪問による実態調査を行い、支給内容及び利用に係る負担上限月額(以下「利用者負担上限月額」という。)を決定するものとする。

- 2 前項の場合において、区長は、支給申請者の同意を得て、当該対象者の主治医への意見聴取などにより、当該対象者の病状の安定と通院状況及びサービスの必要性について確認することができる。
- 3 前項の主治医への意見聴取に当たり、文書により確認する場合の文書料は、支給申請者の負担とする。

(支給基準)

第7条 区長は、別表第1の基準により支給内容を、別表第2の規定により利用者負担上限月額の決定を行うものとする。

(障害者総合支援法調整会議による検討)

第8条 世田谷区障害福祉サービスに係る障害者総合支援法調整会議設置要綱(平成19年6月1日19世障施第281号)第2条第3号に規定する検討事項は、次のとおりとする。

- (1) 別表第1の基準に基づく移動支援の支給の検討
- (2) 次の事項に係る処遇の評価及び方針の検討
 - ア 移動支援受給者証
 - イ 1箇月当たりの利用時間数(介護給付費との時間数のバランスの検討)の有効期間
 - ウ 1回当たりの利用時間数(訪問から辞去までの実質訪問時間数をいう。)
 - エ サービスの内容
 - オ その他処遇に必要な事項

第9条 削除

(移動支援事業の支給決定通知等)

第10条 区長は、移動支援の支給の決定(以下「支給決定」という。)を行ったときは、支給申請者に対して、移動支援支給決定・利用者負担上限月額決定通知書(第2号様式。以下「支給決定通知書」という。)により通知するとともに、移動支援受給者証(第3号様式)を交付しなければならない。

- 2 区長は、移動支援の不支給の決定を行ったときは、支給申請者に不支給決定通知書(第4号様式)により通知しなければならない。
- 3 区長は、支給決定を相当の期間内に行うことができないときは、支給申請者に保留通知書(第5号様式)により通知しなければならない。

(支給決定者の居住地等の変更の届出)

第11条 区長は、移動支援受給者証に記載されている居住地等に変更があった場合は、支給決定を受けた支給申請者(以下「支給決定者」という。)に、異動届(第6号様式)により届出をさせるものとする。

(移動支援受給者証の再交付申請書)

第12条 区長は、支給決定者が移動支援受給者証を紛失等した場合は、移動支援受給者証再交付申請書(第7号様式)により、申請させるものとする。

(支給内容の変更の申請)

第13条 区長は、支給決定者が支給内容の変更を申請する場合は、支給内容変更申請書(第8号様式)を提出させるものとする。

(支給内容の変更決定通知等)

第14条 区長は、前条の申請があった場合において、支給内容を変更することに決定したときは、当該決定を受けた支給決定者に支給内容変更決定通知書(第9号様式)により、変更しないことに決定したときは当該申請をした支給決定者に支給内容不変更決定通知書(第10号様式)により通知しなければならない。

- 2 区長は、前項の決定を相当の期間内に行うことができないときは、支給内容の変更の申請をした

支給決定者に保留通知書により通知しなければならない。

(支給決定の取消しの通知)

第15条 支給決定の取消しに係る通知は、移動支援支給決定取消通知書(第11号様式)によるものとする。

第16条 削除

第3章 移動支援事業者の決定等

(移動支援事業者の要件)

第17条 移動支援事業者として申請する事業者は、法第36条の規定に基づき都道府県知事が指定した指定障害者福祉サービス事業者(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援に限る。)又は法第30条第1項第2号イに規定する事業を行う事業者のうち法第5条第2項の居宅介護を提供する事業者であることを要する。

(移動支援事業者の申請)

第18条 移動支援事業者の申請は、申請する事業者(以下「申請者」という。)が移動支援事業者申請書(第12号様式)に指定障害者福祉サービス事業者又は基準該当事業者であることを証する書類を添付して、区長に提出することにより行う。

(事業者に対する通知等)

第19条 区長は、前条の申請があったときは、申請に係る書類審査及び必要に応じて訪問調査等を行うものとする。

2 区長は、移動支援事業者の決定をしたときはその旨を世田谷区移動支援事業者決定通知書(第13号様式)により、移動支援事業者の決定をしないときは世田谷区移動支援事業者不決定通知書(第14号様式)により申請者に対して通知するものとする。

3 移動支援事業者の決定は、申請者の申請により事業を行う事業所ごとに行うものとする。

(届出)

第20条 区長は、移動支援事業者に第18条の申請内容に変更があったときは変更届出書(第15号様式)を、サービスの提供を廃止若しくは休止又は再開する場合は廃止・休止・再開届出書(第16号様式)により、区長に届け出させなければならない。

(協定の締結)

第21条 区長は、事業を円滑に遂行し、第1条に定める事業の目的を達成するため、第19条第2項の規定により移動支援事業者の決定を受けた者と事業に係る協定を締結する。

(決定の取消し)

第22条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、移動支援事業者の決定を取り消すことができる。

(1) 移動支援事業者が、当該決定に係る事業の知識若しくは技能又は人員について、法第43条第1項及び第2項の都道府県の条例に従って適正な事業の運営をすることができなくなったとき。

(2) 事業に要した経費の請求に関して不正があったとき。

(3) 移動支援事業者が不正の手段により第19条の決定を受けたとき。

(移動支援事業者の責務等)

第23条 区長は、移動支援事業者に第21条の協定に従い、サービスの提供を受ける利用者(以下「利用者」という。)及び生計中心者(以下これらの者を「利用者等」という。)の心身の状況等に応じて、適切なサービスを提供させるとともに、自らその提供するサービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常にサービスを受ける者の立場に立ってこれを提供するように努めさせなければならない。

2 区長は、移動支援事業者のサービス提供に当たっては、利用者等の多様なニーズに応じて、休日、夜間早朝等における対応並びに派遣体制について配慮させるものとする。

3 区長は、移動支援事業者に利用者にサービス提供するごとに訪問記録を作成させることとし、これを定期的に区長に提出させるものとする。ただし、訪問記録については、別に定める移動支援明細書兼サービス提供実績記録票を使用することとする。

(移動支援従事者要件)

第24条 移動支援事業者が利用者に派遣する移動支援従事者は、次の要件のいずれかを備えている者とする。ただし、第5号に掲げる者については、視覚障害者等、第6号に掲げる者については、知

的障害者等及び精神障害者等への派遣に限るものとする。

- (1) 視覚障害者移動支援従業者養成研修(視覚障害者等に対する移動支援に従事するためのもの)、全身性障害者移動支援従業者養成研修、日常生活支援従業者養成研修、重度訪問介護従事者養成研修(全身性障害者等に対する移動支援に従事するためのもの)又は知的障害者移動支援従業者養成研修(知的障害者等に対する移動支援に従事するためのもの)を修了した者
 - (2) 区長が前号に掲げる研修と同程度の研修であると認める研修を修了した者
 - (3) みなしの証明書所持者
 - (4) 居宅介護従業者養成研修1～3級課程修了者、訪問介護員養成研修1～3級課程修了者、介護職員基礎研修修了者又は介護福祉士
 - (5) 同行援護従業者養成研修一般課程修了者
 - (6) 行動援護従業者養成研修修了者又は重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程修了者
 - (7) 居宅介護職員初任者研修課程修了者、障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者又は介護職員初任者研修課程修了者
- (移動支援事業者の調査)

第25条 区長は、事業に係る業務の適正な実施を図るため、移動支援事業者が行うサービスの内容を定期的に調査し、必要な措置を講ずることができる。

(帳簿等の整備)

第26条 区長は、移動支援事業者に事業に係る経理と事業以外のものに係る経理とを明確に区分せるとともに、ケース記録、利用者等負担金徴収簿その他必要な帳簿を整備させるものとする。

第4章 費用

(利用額)

第27条 区長は、支給決定通知書に、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号。以下「政令」という。)第17条第1項の区分に応じ、利用者負担上限月額を表示する。

- 2 利用者等は、移動支援事業者からサービスの提供を受けるに当たって移動支援事業者に支払う額(以下「利用者負担額」という。)は、別表第3により算出した額の100分の10に相当する額とする。ただし、利用者負担上限月額を超える場合の当該サービス提供に係る利用者負担額は、零とする。
- 3 前項の規定により算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

(利用者負担額の上限管理)

第28条 区長は、法第29条第3項に定める介護給付費及び訓練等給付費並びに法第30条第2項に定める特例介護給付費及び特例訓練等給付費(以下「介護給付費等」という。)の額における負担上限月額とともに上限額を管理する。上限管理を行うに当たっては、介護給付費等における負担額を優先して算定し、移動支援事業者からのサービス提供に係る利用者負担額は、利用者負担上限月額から介護給付費等における負担額を減算した額の範囲内とする。

(移動支援事業者による利用者負担額の徴収)

第29条 移動支援事業者は、当該月に生じた利用者負担額について、直接、利用者等から支払を受けるものとする。

(還付)

第30条 区長は、移動支援事業者が利用者等の介護給付費等の負担額の変動を受けて、利用者負担上限月額を超えて、利用者等から利用者負担額を受領した場合は、速やかにその利用者等に対して、利用者負担上限月額を超えた額を還付させるものとする。

第5章 サービスの利用

(利用)

第31条 区長は、支給決定者に、移動支援受給者証を移動支援事業者に提示し、サービスの提供に関する申込みを行わせるものとする。

(重要事項の説明)

第32条 区長は、移動支援事業者にサービス提供の開始に際し、あらかじめ支給決定者に対して、当該支給決定者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行わせるものとする。

(契約の締結)

第33条 区長は、移動支援事業者に支給決定者とサービス提供の契約を締結した上で、サービス提供を開始させるものとする。

(契約の報告)

第34条 区長は、前条の契約を締結し、又は終了した移動支援事業者に、移動支援契約締結・契約終了報告書(第17号様式)を提出させるとともに、当該契約内容について移動支援受給者証に記載をさせるものとする。

(サービスの提供)

第35条 区長は、移動支援事業者にサービス提供に際し、各利用者に対して1人の移動支援従事者を派遣させるものとする。

(サービス利用に係る費用及び代理受領通知)

第36条 区長は、利用者等にサービスの提供を受けるための費用を別表第3により算出した額から利用者負担額を減算した額を給付する。ただし、利用者等から委任を受けた移動支援事業者に対しては、直接、支払うことができる。

2 移動支援事業者は、前項ただし書の場合にあっては、各利用者等に対して、代理受領通知を行わなければならない。

(緊急時の対応)

第36条の2 区長は、対象者又はその家族等に、緊急やむを得ない事情があると認めるときは、第5条に規定する申請書の提出の前に、サービスを利用させることができる。

第6章 情報提供、利用調整等

(情報提供)

第37条 区長は、支給決定者がサービスを利用するに当たり、移動支援事業者情報等必要な情報の提供を行うものとする。

(あっせん及び調整)

第38条 区長は、支給決定者から求めがあったときは、サービスの利用についてあっせん又は調整を行うとともに、必要に応じて移動支援事業者に対して、当該支給決定者のサービスの提供の要請を行うものとする。

第7章 雑則

(他事業との一体的効率的運用)

第39条 区長は、事業の実施運営に当たり、介護給付費等との一体的効率的運営を図るとともに、十分な調整を行い、他の障害者福祉に関する事業等との連携を図るものとする。

(関係機関との連携)

第40条 区長は、各総合支所保健福祉課、世田谷区保健所、医療機関等の関係機関と連携を十分に行い、事業を円滑に実施するものとする。

(事業の周知)

第41条 区長は、事業の実施について、区民に対し広報紙等を通じ周知を図るものとする。

(委任)

第42条 この要綱の施行に関し必要な事項は、障害福祉担当部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年6月1日に施行し、平成19年4月1日より適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月14日に施行し、平成20年7月1日から適用する。

附 則(平成21年3月30日20世障施第2053号)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年4月30日21世障施第364号）

この要綱は、平成21年5月1日に施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成21年6月29日21世障施第372号）

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則（平成21年12月28日21世障施第1580号）

この要綱は、平成22年1月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日21世障施第2254号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日22世障施第2282号）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年9月30日23世障施第1086号）

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成24年2月29日23世障施第2013号）

1 この要綱は、平成24年3月1日から施行し、平成24年1月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

2 改正前の第3条第1項第1号ただし書の規定により、通学に際しての移動支援を受ける者に対して適用日前になされた移動支援の支給の決定は、同号の規定の改正にかかわらず、当該支給の決定の有効期間が満了するまでの間、なおその効力を有するものとする。

3 適用日前に法第5条第7項の生活介護、同条第14項の就労移行支援又は同条第15項の就労継続支援を行う事業所（以下「事業所」という。）への通所のための外出に係る支援を、同条第2項の居宅介護又は同条第3項の重度訪問介護により受けていた者であって、改正後の第3条の2第4項に該当するものとして移動支援の支給決定を受けるもの以外のものは、事業所への通所のための外出について移動支援の支給の決定を受けることができるものとする。

4 前項の場合において、当該支給の決定の有効期間は、平成24年12月31日とする。ただし、当該有効期間の満了により利用者の社会参加に著しい困難が生じると区長が認める場合は、平成26年3月31日を有効期間の限度として支給の決定を行うことができるものとする。

附 則（平成24年3月30日23世障施第2319号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月13日24世障施第2309号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年7月30日25世障施第704号）

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。ただし、改正後の第24条の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則（平成26年3月24日25世障施第2273号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年6月23日26世障施第601号）

この要綱は、平成26年7月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則（平成28年3月31日27世障施第2206号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則（平成28年4月21日28世障施第135号）

この要綱は、平成28年4月21日から施行する。

移動支援支給基準表

1 身体介護なし

障害者等の区分	本人状況	家族・介護状況	社会生活上の必要度	支給量基準
視覚障害者	外出に一定の介助が必要。身の回りのことは、ほとんど自分で行うことができる。	介護状況を問わない。	月1回以上は介護付で外出する。	50時間
知的障害者	外出時に同行援助が必要。身の回りのことがある程度行うことができる。	介護状況を問わず、一定の援助又は助言が必要。	月1回以上は介護付で外出する。	50時間
精神障害者	外出時に同行援助が必要。	介護状況を問わず、一定の援助又は助言が必要。	月1回以上は介護付で外出する。	50時間
高次脳機能障害者	外出時に同行援助が必要。身の回りのことは、ほとんど自分で行うことができる。	介護状況を問わず、一定の援助又は助言が必要。	月1回以上は介護付で外出する。	50時間
障害児（全身性障害児及び高次脳機能障害児を除く。）	外出時に同行援助が必要。	父母が付き添えない。	月1回以上は介護付で外出する。	40時間（学校への送迎の場合は23時間）
高次脳機能障害児	外出時に同行援助が必要。	父母が付き添えない。	月1回以上は介護付で外出する。	40時間（学校への送迎の場合は23時間）

2 身体介護あり

障害者等の区分	本人状況	家族・介護状況	社会生活上の必要度	支給量基準
全身性障害者	外出時に同行援助が必要であり、かつ、排泄、食事、車椅子の介助等の必要性がある場合。	介護状況は問わず、一定の援助又は助言が必要。	月1回以上は介護付で外出する。	93時間
知的障害者 精神障害者	身体介護なしの基準を満たしており、かつ、排泄、食事、車椅子の介助、安全確保のための移動介助（常時手を引いて歩く）等の必要性がある場合。			50時間
高次脳機能障害者	身体介護なしの基準を満たしており、かつ、局所的な排泄介助、食事介助等の身辺的な介助の必要性がある場合。			50時間
障害児（視覚障害児及び高次脳機能障害児を除く。）	身体介護なしの基準を満たしており、かつ、排泄、食事、車椅子の介助、安全確保のための移動介助（常時手を引いて歩く）等の必要性がある場合。			40時間（学校への送迎の場合は23時間）
高次脳機能障害児	身体介護なしの基準を満たしており、かつ、排泄、食事、車椅子の介助、安全確保のための移動介助（常時手を引いて歩く）等の必要性がある場合。			40時間（学校への送迎の場合は23時間）

別表第2（第7条関係）

利用者負担上限月額

世帯による階層区分	負担上限月額
	円
政令第17条第1項第1号に該当する者	37,200
政令第17条第1項第2号に該当する者	9,300
政令第17条第1項第3号に該当する者	4,600
政令第17条第1項第4号に該当する者	0

別表第3（第27条、第36条関係）

サービス単価

身体介護なし

1 視覚障害者等、知的障害者等及び精神障害者等

	日中（8時～18時）	夜間早朝（18時～22時、6時～8時）	深夜（22時～6時）
30分毎	1,050円	1,313円	1,575円
短時間ヘルパー調整加算	400円		

2 高次脳機能障害者等

	日中（8時～18時）	夜間早朝（18時～22時、6時～8時）	深夜（22時～6時）
30分毎	1,207円	1,509円	1,811円
短時間ヘルパー調整加算	460円		

15分以上のサービス提供は、30分に繰り上げて計上することができる。

短時間ヘルパー調整加算とは、移動支援（身体介護なし）を30分のみ提供した場合に計上される加算である。

身体介護あり

1 全身性障害者等、知的障害者等及び精神障害者等

	日中（8時～18時）	夜間早朝（18時～22時、6時～8時）	深夜（22時～6時）
45分未満	2,700円	3,375円	4,050円
1時間15分未満	4,300円	5,375円	6,450円
1時間45分未満	6,200円	7,750円	9,300円
2時間まで	7,100円	8,875円	10,650円
以降、30分毎に	900円	1,125円	1,350円

2 高次脳機能障害者等

	日中（8時～18時）	夜間早朝（18時～22時、6時～8時）	深夜（22時～6時）
45分未満	3,105円	3,881円	4,657円

1時間15分未満	4,945円	6,181円	7,417円
1時間45分未満	7,130円	8,912円	10,695円
以降、30分毎に	1,035円	1,293円	1,552円

1時間45分以降の15分以上のサービス提供は、30分に繰り上げて計上することができる。

(以下は、同施行令第十七条を抜粋したもの)

(指定障害福祉サービス等に係る負担上限月額)

第十七条 法第二十九条第三項第二号に規定する当該支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額(第四十三条の五第三項及び第五項において「負担上限月額」という。)は、次の各号に掲げる支給決定障害者等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 次号から第四号までに掲げる者以外の者 三万七千二百円
- 二 支給決定障害者等(共同生活援助に係る支給決定を受けた者及び自立訓練又は就労移行支援に係る支給決定を受けた者(厚生労働大臣が定める者に限る。))を除く。以下この号及び次号並びに第十九条第二号ロ及びハにおいて同じ。)であって、次に掲げる者に該当するもの(第四号に掲げる者を除く。) 九千三百円
 - イ 指定障害者支援施設等(法第三十四条第一項に規定する指定障害者支援施設等をいう。以下同じ。)に入所する者(二十歳未満の者に限る。)及び療養介護に係る支給決定を受けた者(二十歳未満の者に限る。)であって、当該支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者について指定障害福祉サービス等(法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。以下同じ。)のあった月の属する年度(指定障害福祉サービス等のあった月が四月から六月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。)の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割(同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)の額(同法附則第五条の四第六項その他の厚生労働省令で定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。以下同じ。)を合算した額が二十八万円未満であるもの
 - ロ 指定障害者支援施設等に入所する者及び療養介護に係る支給決定を受けた者以外の者(法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者に限る。)であって、当該支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属するその配偶者について指定障害福祉サービス等のあった月の属する年度(指定障害福祉サービス等のあった月が四月から六月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額が十六万円未満であるもの
- 三 支給決定障害者等のうち、指定障害者支援施設等に入所する者及び療養介護に係る支給決定を受けた者以外のもの(法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者に限る。)であって、当該支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者について指定障害福祉サービス等のあった月の属する年度(指定障害福祉サービス等のあった月が四月から六月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額が二十八万円未満であるもの(前号及び次号に掲げる者を除く。) 四千六百円
- 四 支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者(支給決定障害者等(法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者に限り、指定障害者支援施設等に入所する者(二十歳未満の者に限る。))及び療養介護に係る支給決定を受けた者(二十歳未満の者に限る。))を除く。以下「特定支給決定障害者」という。)にあつては、その配偶者に限る。)が指定障害福祉サービス等のあった月の属する年度(指定障害福祉サービス等のあった月が四月から六月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税(同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。以下この号、第十九条第二号二、第三十五条第三号、第四十二条の四第一項第二号及び第四十三条の三第二号において同じ。)を課されない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)である場合における

当該支給決定障害者等又は支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者が指定障害福祉サービス等のあった月において被保護者（生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者をいう。以下同じ。）若しくは要保護者（同条第二項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）である者であって厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該支給決定障害者等 零

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令 平成八年一月三十一日政令第十八号

(以下は、同施行令第二十二條の一部を抜粋したもの)

第二十二條 支援給付が行われる場合における次の各号に規定する法令の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(一～二十一まで省略)

二十二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号)第十七条、第十九条、第三十五条及び第四十三条の三の規定の適用については、支援給付を必要とする状態にある者を要保護者と、支援給付を受けている者を被保護者とみなす。